

一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会運営規程

平成26年 4月 1日 施行

平成28年 5月31日 施行

平成30年 4月1日 施行

(目的)

第1条 本運営規程は、一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会（以下「当法人」という）が、当法人定款（以下「定款」という）第4条に定める事業を執行するうえで事務の適正且つ能率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会及び年会費)

第2条 当法人に入会しようとする者は、所定の加入依頼書を3月中の別に定める期日までに事務局に提出することで、翌年度の4月1日から会員となる。年会費の納入は原則として口座引落としによるものとし、継続の場合は翌年度以降も同様の扱いとする。

2 年度途中の入会は、毎月1日からとなり、期日までに所定の加入依頼書を事務局に提出し、年会費の納入を完了した場合に会員となる。

3 定款第8条に基づく年会費は、生活サポート総合補償制度のプランに応じ2種（プランA・プランB、）及び生活・就労サポート総合補償制度（プランC）となり、各加入月の金額及び内訳は以下のとおりとする。

(1) 生活サポート総合補償制度

加入月	プランA (単位:円)			プランB (単位:円)		
	年会費	制度運営費	保険料	年会費	制度運営費	保険料
4月	17,000	2,190	14,810	23,000	3,190	19,810
5月	15,320	2,180	13,140	20,840	3,140	17,700
6月	13,930	1,970	11,960	19,150	3,020	16,130
7月	12,540	1,790	10,750	17,240	2,740	14,500
8月	11,140	1,590	9,550	15,320	2,440	12,880
9月	9,740	1,370	8,370	13,410	2,150	11,260
10月	8,370	1,180	7,190	11,490	1,800	9,690
11月	6,980	1,000	5,980	9,580	1,520	8,060
12月	5,560	780	4,780	7,660	1,220	6,440
1月	4,190	590	3,600	5,750	930	4,820
2月	2,800	400	2,400	3,830	580	3,250

(2) 生活・就労サポート総合補償制度

加入月	プランC (単位:円)		
	年会費	制度運営費	保険料
4月	22,000	2,570	19,430

5月	20,040	2,530	17,510
6月	18,370	2,430	15,940
7月	16,530	2,200	14,330
8月	14,710	1,970	12,740
9月	12,880	1,730	11,150
10月	11,020	1,450	9,570
11月	9,180	1,220	7,960
12月	7,350	980	6,370
1月	5,530	750	4,780
2月	3,660	470	3,190

(会員資格の喪失)

第3条 会員は、定款第10条、第11条第1項第2項により会員資格を喪失した場合、事務局に連絡し、所定の様式を提出する。なお、年会費のうちの保険料については、重要事項説明書にある返還保険料計算方法により返還する。

(支部)

第4条 社会福祉事業を行う施設・事業所及び保護者会等を支部とし、代表者（施設長・保護者会長等）を支部長とする。

2 支部は、次の役割を行う。

- ① 法人の発行する資料等の配布
- ② 入会・退会に関する連絡

(社員)

第5条 当法人の社員は、定款第12条第2項により申し込みを行う。

(委員会の設置・運営)

第6条 当法人に委員会を置くことができる。

- 2 理事長は、事業の推進に必要と認めるときは、理事会の承認を受け、委員会を設置することができる。
- 3 委員会は、理事長が理事の中から委員長を指名し、委員は理事長又は理事の推薦を受けた者とする。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
- 5 委員会は、理事長又は委員会から付託された事項について協議し、その結果を理事長及び理事会に報告する。

(事務局)

第7条 本会の事務を円滑に処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長の他に職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(理事会の議長)

第8条 理事会の議長は理事長がこれに当たるが、事故等による支障があるときは、理事長が予め理事会の承認を得て定めた順位に従い行う。

(保険加入手続き事務等)

第9条 当法人は、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会との間で「保険加入手続き事務委託契約書」を、A I G損害保険株式会社代理店である株式会社ジェイアイシーとの間で、「保険取扱い窓口確認書」を交わし、これについての事務処理を行うものとする。

- 2 保険料は、見直しにより変更される場合がある。

(委任)

第10条 この規程について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改定及び変更)

第11条 この規程の改定及び変更は、理事会において決議する。

附 則

この規程は、平成26年3月19日に開催された支部代表者会議後、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月31日から施行する。ただし 第2条の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。